

船舶事故等調査報告書

平成22年2月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009那第59号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成21年7月18日 16時00分ごろ	
発生場所	沖縄県 ^{ちなごき} 名埼灯台から真方位147° 3.8海里付近 (概位 北緯26° 09.0′ 東経127° 51.0′)	
事故等調査の経過	平成21年7月19日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	水上オートバイ ^{オーシャンブルー} Ocean Blue、0.2トン	
船舶番号、船舶所有者等	296-23224 沖縄、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	なし	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗船し、周遊の目的で、^{なんじょう}南^{ぐしけん}城市の通称具志堅漁港の北側の砂浜を発し、コマカ島近辺でエンジンを止めて遊泳したのち砂浜に帰る際、平成21年7月18日16時00ごろエンジンキーを回したが始動できなかった。携帯電話を砂浜に置いてきていて連絡が取れず、2人は水上オートバイに乗ったまま流されていたところ、付近を通りかかった連絡船に発見され、連絡を受けた海上保安庁のヘリコプターに救助された。</p> <p>本件後、バッテリーのケーブル締め付けボルトが緩んでいることが判明した。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>バッテリーへのケーブルの締め付けボルトが緩み、エンジンへ通電できなくなっていた。 本船は、バッテリー周りの点検・整備が適切に行われていなかった可能性があると考えられる。</p>
原因	本インシデントは、本船がコマカ島近辺で漂流中、船長らが遊泳した後、エンジンを始動した際、バッテリーのケーブル締め付けボルトが緩んだため、エンジンが始動できなくなったことにより発生した可能性があると考えられる。	